

税の申告受け付けが始まります

市役所での申告受け付け

市役所での市・府民税、所得税等の申告受け付けが下表のとおり始まります。

◆**所得税**…2月6日(木)～13日(木)(土・日曜日、祝日は除く)に受け付け。うち、6日～10日(月)は税理士による申告相談を実施(※)。12日(水)・13日は給与所得者や年金受給者の還付申告相談のみ(住宅ローン控除の申告は除く)を受け付けます。

※土地・建物・株式などを売却した所得、贈与税や相続税の相談は除く
◆**市・府民税**…2月6日(木)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日は除く)。西支所では2月17日(月)から、市・府民税のみ受け付け。

市・府民税申告書の送付

昨年、市・府民税の申告書を提出した人には申告書を送付しています。届かない人や、新たに申告が必要となった人は、税務課へ連絡を。

公的年金を受給している人

公的年金の収入金額が年間400万円以下で、かつ、そのほかの所得が年間20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要です(還付を受ける場合などは確定申告が必要)。

ただし、次の人は「市・府民税申告書」を市役所へ提出すると市・府民税が減額になる場合があります。控除の申告漏れがないようご注意ください。

※所得・控除の状況によって、控除を申告されても税額が変わらない場合があります。

◆**市・府民税が減額になる人**…市・府民税が課税になる人で、年金の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(納付書・口座振替で支払った国民健康保険料など)、医療費控除、扶養控除など各種控除の追加・変更のある人。

市・府民税申告書への個人番号(マイナンバー)の記載

市・府民税の申告には申告者及び被扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書を提出する場合、申告者の本人確認と番号確認ができる書類の提示か写しの添付が必要。
▶詳しくは、税務課(☎66・1026)へ。

舞鶴税務署からのお知らせ

パソコンやスマホで申告書をオンライン作成

国税庁ホームページで、申告書を作成できます。また、マイナンバーカードとICカードリーダーがあれば「e-Tax」で提出できます。また、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマホで「e-Tax」が利用できます(右下コードからアクセス可)。
▶詳しくは、舞鶴税務署(☎75・0801)へ。



申告受け付けの日程 ※申告の相談・受け付けは●印のついているところで実施

受付会場	舞鶴税務署	市役所本庁(6F大会議室)		市役所本庁(1F税務課)	市役所西支所
受付申告書	所得税・消費税・贈与税	所得税・消費税	市・府民税	市・府民税	市・府民税
受付時間	9時～16時	【午前の部】9時30分～12時 【午後の部】13時～16時 (相談受付締切時間15時)		9時～16時	9時～16時
2月	6日(木)	●	●		
	7日(金)	●	●		
	10日(月)	●	●		
	12日(水)	●	●		
	13日(木)	●	●		
	17日(月)				
	21日(金)	●	●	●	●
	25日(火)	●	●	●	●
	28日(金)	●	●	●	●
3月	2日(月)	●	●	●	●
	6日(金)	●	●	●	●
	9日(月)	●	●	●	●
	13日(金)	●	●	●	●
	16日(月)	●	●	●	●

※① 所得税・消費税について税理士による相談と申告の受け付けを実施
※② 所得税の還付申告のみ

持ち歩いても大丈夫!

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が裏面に記載され、表面には身分証明書にもなる顔写真付きのカードで、さまざまなセキュリティ対策がとられています。

なりすましはできません
顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

マイナンバーを見られても悪用は困難
マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などでの本人確認があるため、悪用は困難。

電子証明書を使うため、オンラインの利用にはマイナンバーは使われません

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されません。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- 暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについての問い合わせ先

【専用ダイヤル】0120・95・0178

4つの方法から申請ができます!

スマートフォン

- スマホで顔写真を撮影
- スマホで交付申請書のコードを読み取る。
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

パソコン

- カメラで顔写真を撮影
- 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

郵便

- 交付申請書に必要な事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

証明用写真機

- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 撮影用の料金を投入して、交付申請書のコードをバーコードリーダーにかざす。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

※申請から交付までに1～2か月ほどかかります



これからは手放せない!
マイナンバーカード

くらしを便利に!

マイナンバーカードは顔写真付きの身分証明書としての利用だけでなく、ICチップに記録された「電子証明書」を利用し、さまざまな活用方法が検討されています。今後、健康保険証やコンビニ交付など活用の場はますます広がっていきます。

マイナンバーカードの利用場面

- 顔写真付きの公的な身分証明書になる
- 自宅で簡単に申告や行政手続きができる
- ポイントでお得に買い物ができる(9月から、詳細は右コードからアクセス可)
- コンビニで住民票などの各種証明書を取得できる(来年度予定)
- 健康保険証として使える(来年3月から) 《総務課》

電子申告にも使える

e-Taxで電子申告を行う場合は、電子証明書が必要です。電子証明書は、マイナンバーカードに搭載されています。なお、住民基本台帳カードに記載されていた電子証明書が失効している場合は、新たにマイナンバーカードの取得(※)が必要です。

※申請から交付までに1～2か月ほどかかります
◆発行窓口 市民課か西支所市民・年金係
▶詳しくは、同課(☎66・1001)、同係(☎77・2252)へ。

